

生涯学習分科会の審議の状況について

1. 社会教育推進体制の在り方について

平成25年3月に、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ」を設置し、社会教育行政の推進体制の在り方や社会教育主事の在り方について審議。平成25年9月に、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」を取りまとめ。

別紙1-1 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理（概要）

別紙1-2 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理

2. 今後の放課後等の教育支援の在り方について

平成25年9月に「今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ」を設置し、今後の土曜日の教育支援体制等の構築や、学校支援地域本部・放課後子供教室の取組内容の充実等について審議。平成26年3月17日に「土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて」について中間取りまとめ。

別紙2-1 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ中間取りまとめ（ポイント）

別紙2-2 土曜学習の実施体制（イメージ）

別紙2-3 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ中間取りまとめ

3. 第7期中央教育審議会（生涯学習分科会関係）の答申について

社会教育法の規定に基づき、文部科学省認定社会通信教育について審議。

別紙3 第7期中央教育審議会（生涯学習分科会関係）の答申について

社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ における審議の整理

第1章 社会教育行政の推進体制の在り方について

1. 社会教育行政と教育委員会制度

社会教育に関する事務は、教育委員会が所管



教育委員会制度の趣旨(教育の特性への配慮)

①政治的中立性

→個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育の内容は中立公正であることは極めて重要。

②継続性・安定性の確保

→憲法第26条で保障されている教育の機会均等の原則の実現を目指して、多種多様な学習機会が提供されることが必要。

③地域住民の意向の反映

→地域住民に身近で関心の高い行政分野であり、公正な民意の反映が必要。

2. 社会教育行政の現状と課題

○学校教育行政との連携

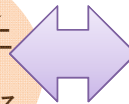
- ・学校教育行政と社会教育行政の連携がよりよい教育や学習効果を上げる上で必要不可欠。
- ・子供たちの教育環境の向上や学校教育の充実、学校運営の円滑化。
- ・地域住民にとって学習機会の拡大。
- ・教員自身の資質向上や適切な人材確保・配置の円滑化。

○「人づくり」の観点からの総合的な学習機会の提供 社会教育が教育委員会の所管により…

- ・地域の課題に対し、教育という視点から総合的に施策を取り組むことが可能。
- ・多種多様な学習機会の提供による地域課題に取り組む多様な人材の育成。

他方…

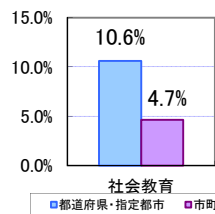
- ・公民意識の醸成や現代的な地域課題に関する学習成果の活用への支援についての一層の充実が必要。
- ・首長部局が所管する多様な行政分野との連携が不活発。



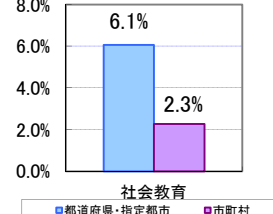
3. 社会教育に関する事務の所管についての今後の方向

○社会教育は近年、首長部局との関係も深く、地方自治法第180条の7の規定に基づき、首長部局に補助執行、事務委任されている例も見られる。

教育委員会から首長部局への補助執行



教育委員会から首長部局への事務委任



(出典)
教育委員会の現状に関する調査
(平成23年度間)

○学校教育との連携の観点から、学校教育行政と一体として担当する利点大きい。

○一方、自治体の組織編成における自由度拡大の観点から自治体の判断により、選択制とするなど弾力化を図っていくことも一考に値する。

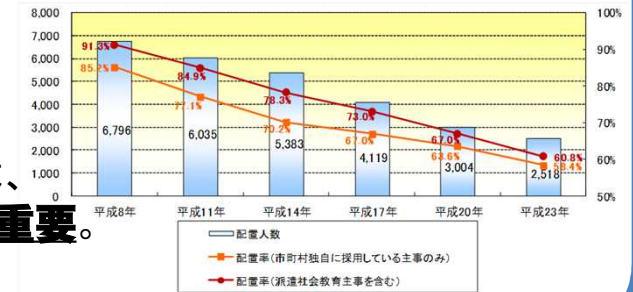
いずれの場合であっても、教育の特性について配慮する仕組みが必要。

第2章 社会教育主事の在り方について

1. 社会教育主事の現状と課題

- 社会教育主事は、法律上、必置とされているにもかかわらず、設置率、人数は減少。
- 平成24年7月に全国市長会が「社会教育主事の必置規制の撤廃」要望を提出。

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



(出典)社会教育調査

- 地域住民の自主的な社会教育が円滑に実施されるよう環境醸成を図っていくためには、**社会教育主事が関係施策におけるコーディネート等の役割を果たすことが重要。**

引き続き必置を原則とするのが望ましい。

2. 社会教育主事の今後の在り方

- 社会教育主事の職務は多岐にわたるものの、その役割や職務に関する首長や地域住民の認知度は低い。

- 社会教育主事が自らの果たすべき職務を明確に認識するとともに、意識的に首長や地域に対して発信していくことが必要。

- ✓地域の多様な専門人材や資源をうまく結びつけるとともに、地域活動の組織化支援を行い、地域住民のあらゆる学習ニーズに応じていく。
- ✓社会教育主事的素養は他の行政分野でも有用。学校教育行政と首長部局の多様な行政分野との連携が一層推進。

3. 社会教育主事の資質・能力を養成する仕組みの構築

- カリキュラムの抜本的見直しの検討が必要。

講習

- ✓講習は基礎的共通的内容。
- ✓社会教育主事として任用された後、それぞれの属性に応じた現場研修の充実。
- ✓カリキュラム内容について、国立教育政策研究所社会教育実践センターで見直し。

研修

- ✓遠隔講義の充実。
- ✓ICTを活用した効果的な遠隔研修の教材プログラムの開発。
- ✓放送大学をはじめとした通信大学を行う大学における開設科目の活用。

4. 社会教育主事資格の活用

- 社会教育主事講習で学んだ知識や社会教育主事としての経験は幅広く活用することが可能。

◆首長部局への配置による他の行政分野との連携・協力の円滑化 ◆社会教育主事経験者や有資格者のキャリアパスの構築

- 他の分野において社会教育主事資格の有用性が認知され、汎用化が図られるよう、**社会教育主事資格が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組み**についての検討が必要。

- 「社会教育士」、「地域教育士」という資格を民間レベルで創設し、それらの資格を有する人に**社会教育行政以外の様々な場面で活躍してもらうことを容易**に。

中央教育審議会生涯学習分科会
社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理

はじめに

- 第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会は、「生涯学習社会の構築」の中心的な役割を担う社会教育行政の今後の推進の在り方について審議を行い、平成 25 年 1 月、審議内容を「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（以下「議論の整理」という。）としてとりまとめた。
「議論の整理」では、社会教育行政の今後の方向性をネットワーク型行政の推進を通じた「社会教育行政の再構築」としてとりまとめたが、その再構築の具体的な方策や社会教育主事等の専門的職員や地域人材の在り方については、第 7 期中央教育審議会生涯学習分科会等において更に検討を行うこととされた。
- これを受け、平成 25 年 3 月に発足した第 7 期中央教育審議会生涯学習分科会は、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置し、本 WG において、今後の社会教育行政や社会教育主事の在り方に関する具体的方策について審議を進めてきた。
- この間、閣議決定に基づき内閣総理大臣が開催する教育再生実行会議においては、教育委員会制度の抜本的改革等についての議論がなされ、4 月 15 日に、「教育委員会制度の在り方について(第二次提言)」が示された。これを踏まえ、同月 25 日に、中央教育審議会は、文部科学大臣から、「今後の地方教育行政の在り方について」の諮問を受け、①教育委員会制度の在り方、②教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方、③学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方の三つの事項について、教育制度分科会を中心に審議が行われている。
- 教育委員会制度の在り方に関する検討では、新しい教育委員会の職務権限をどのように考えるかということも大きな論点の一つとなっており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条に規定されている教育委員会の事務（学校教育、社会教育、文化、スポーツ等）の所管の在り方についても検討することとされている。
- 本 WG では、社会教育に関する事務の所管の考え方及び社会教育主事の在り方に関し、有識者ヒアリングなどを含め 6 回にわたって集中的に審議を行い、「審議の整理」としてとりまとめた。今後、地方教育行政制度の在り方に関し、中央教育審議会教育制度分科会等において、「審議の整理」を踏まえた積極的な議論が行われることを期待する。

第1章 社会教育行政の推進体制の在り方について

1. 社会教育行政と教育委員会制度

(1) 社会教育行政の任務

- 現在、我が国では、少子・高齢化、核家族化、都市化などにより、地域の連帯感や人間関係の希薄化が進んできており、個人と社会との関わりが弱くなる中で、青少年の健全育成や地域の医療・福祉、環境の保全などの課題に対して、適切な対応が難しくなっていることが指摘されている。こうした中、社会教育は、人々の教養の向上、健康の増進等を図り、社会を形成する自立した個人を育成に資するとともに、人と人との絆を強くし、地域課題の解決に寄与するなど、地域社会の活性化を図っていく上で重要な役割を果たしている。
- 教育基本法第12条第1項では、このような社会教育を振興していくため、広く社会教育が、国及び地方公共団体によって奨励されるべきことを、また、同条第2項では、「図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法」を具体的な社会教育の振興方法として規定している。
- さらに、社会教育法では、教育基本法に則り、地域住民の間で自主的に行われる社会教育活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境を醸成し、必要に応じた支援を行い、その奨励に努めていくことを社会教育行政の任務としている。

(2) 社会教育行政における教育の特性への配慮

- 教育委員会制度に対しては、平成24年7月、全国市長会などから、その設置自体を自治体が選択できるようにすべきといったことや、教育委員会が所管する図書館、博物館の設置及び管理等の社会教育に関する業務について、地域の実情に応じて首長の下で一元的に実施することを可能とすべきといった提案がなされている。
- 現行制度において、社会教育に関する事務は学校教育に関する事務と同じく教育委員会が所管することとされている。教育委員会制度の趣旨は、教育行政の執行に当たり、①政治的中立性の確保、②継続性・安定性の確保、③地域住民の意向の反映を図ることとされている。社会教育に関する事務の所管を考えるに当たっては、社会教育行政においても上記三つの趣旨が求められるのか、また、教育委員会において執行されなければそれらが確保できないのかということについて検討する必要がある。

(社会教育行政における教育の政治的中立性)

- 教育の政治的中立性の確保は、昭和 31 年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定され、教育委員の公選制から任命制への制度改正が行われた際に重視されたものであり、このような教育の政治的中立性を確保するため、教育に関する事務は、首長から一定の独立性を持った機関が責任を負うものとされてきた。
- 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものであり、その内容は、特定の党派的勢力や宗教的勢力から影響を受けることなく、中立公正であることが求められている。このため、教育が不当な支配に服することなく法律の定めるところにより行われるよう、教育行政についても、教育基本法第 16 条第 1 項においてその中立性が制度的に要請されている。
- また、教育基本法第 14 条第 2 項は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定めている。さらに、教育基本法に基づき、義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響又は支配から守ることを目的として、昭和 29 年に教員を教唆せん動して特定の政治教育を行わせることを禁止する「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」及び教員の政治的行為を制限する「教育公務員特例法の一部を改正する法律」の 2 法が制定されている。
- このように、学校教育は児童生徒の発達段階に応じた体系的な教育を行うことにより、社会を生きる上での基礎的な素養を身につけさせるものであり、教育方針の一貫した安定性や継続性の観点から、教育基本法等において政治的中立性の確保に特に配慮する規定が置かれている。
- 一方、社会教育についても、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育の内容が中立公正であることは極めて重要であることから、社会教育法第 23 条第 1 項第 2 号では、代表的な社会教育施設である公民館の事業において政治的中立性を確保するための規定が置かれている。ただし、社会教育は主に成人及び青少年を対象に、本人の自主性や主体性の尊重を前提として、多種多様な内容で行われるものであるため、学校教育に比べると政治的中立性に留意する必要性は薄く、社会教育に関する事務については必ずしも教育委員会で執行されなければならないとは言い切れないのではないかとの意見もある。

(継続性・安定性)

- 学校教育においては、教育基本法及び学校教育法等に基づき、児童生徒の生きる力を育むため、地域や学校の実態及び心身の発達の段階や特性等に応じた適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を行うことが必要である。また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、またその結果も把握しにくい特性があることにも留意が必要である。
- 一方、社会教育行政では、憲法第 26 条で保障されている教育の機会均等の原則を前提として、教育基本法第 1 条に掲げる教育の目的が達成されるよう、地域住民や民間団体による自主的な社会教育活動が円滑に行われるよう奨励援助し、環境を醸成していくことを通じて、個人の要望や社会の要請に応じた多種多様な学習機会を継続的・安定的に提供することが求められている。また、個人の要望や社会の要請は時代や環境に応じて変化しうるものであり、社会教育行政はそれに応じて機敏・柔軟に対応していくことも求められる。

(地域住民の意向の反映)

- 教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、より公正に民意を反映することをねらいとして、専門家の判断のみによらず、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要であり、社会教育の推進に当たっても、このような考え方は尊重される必要がある。このため、住民の意向や地域の実態が社会教育行政に反映されるよう、広く各界多方面の立場からの意見を取り入れるための仕組みとして社会教育委員の制度や公民館運営審議会の制度が設けられているところである。

2. 社会教育行政の現状と課題

(1) 学校教育行政との連携

- 学校教育行政と社会教育行政は、本来、車の両輪のように互いに連携し、一体となって、教育や学習の環境を整備すべきものである。従来、法体系の違いや施設の違いから、それぞれの領域で独自に事業や活動を進める傾向も見られたが、生涯学習社会の実現に関する気運の高まりなどを背景に、よりよい教育や学習の効果を上げる上で、学校教育行政と社会教育行政の連携・協力が欠かせないとの認識が高まってきている。
- 平成 18 年の教育基本法の改正により、第 13 条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定され、さらに 20 年の社会教育法改正でも、第 3 条で社会教育が学校教育と連携することが規定されたことなどを受け、「放課

後子供教室」「学校支援地域本部」「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」など地域住民と学校の連携・協力による様々な取組が活発化している。

- 近年、社会がますます複雑化・多様化し、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、学校と地域が連携・協力することは、子供たちの教育環境の向上のみならず、教員がより多くの時間を子供たちと向き合うことや授業準備等に充てられるようになるなど、学校教育の充実や学校運営の円滑化に資することも期待されている。さらに、地域住民にとっても、学校と地域の連携が進むことで、学習した成果を発揮する機会が広がることになる。
- また、都道府県において、社会教育主事などの専門的職員の多くは教員からの人事交流によって配置されていることから、教育委員会において学校教育と社会教育が一体となって行われることは、教員自身の資質向上につながるとともに、適当な人材の確保・配置が円滑に実施できるという利点もある。

(2) 「人づくり」の観点からの総合的な学習機会の提供

- 近年、少子・高齢化、核家族化、都市化の進行、科学技術の発達に伴い、人間関係が希薄になり子育ての知識が世代間で継承されにくくなる、あるいは子供同士のふれあいや、自然体験の機会が減少する等、社会を取り巻く環境は変化している。また、個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化する中で、人間が人間として生涯を生き抜く上で大切な健康・体力、社会性、規範意識、勤労意欲の低下や更には学力に対する懸念が強く叫ばれており、子供たちが自立して生きていくために、総合的な観点から学校のみならず社会のあらゆる場で学習機会を提供していくことが求められている。
- この点、教育委員会が社会教育に関する事務を所管することによって、地域の課題に対して教育という視点から総合的に施策を組み込むことが可能となるとともに、成人に対しても多種多様な学習機会の提供が保障され、地域課題に取り組む多様な人材の育成につながっているとの意見もある。
- 他方、教育委員会が提供する学習機会の多くは、趣味・教養といった学習であり¹、市民意識・社会連帯意識の醸成や現代的な地域課題に関するものは、比率としては少ない。さらに、学習機会の提供のみならず、学習成果の活用の支援や地域での多様な領域での市民的活動の支援等も求められている。

¹ 平成 22 年度間の「市民意識・社会連帯意識」に関する講座・学級は、首長部局主催では全体の 19.4%、教育委員会主催では 9.0%、公民館主催では 7.3%となっている。

- また、教育委員会が首長部局と連携・協力することによって、学習機会の提供内容も深化する可能性が高いが、教育委員会は首長から独立した行政委員会と位置付けられているため、首長部局が所管する多様な行政分野との連携に関する経験・人脈などが少なく、連携事務がうまくいきにくいという面もある。

3. 社会教育に関する事務の所管についての今後の方向

- 地方教育行政の在り方の方向性については、今後、中央教育審議会教育制度分科会での結論を待つ必要があるが、教育委員会制度がどのような形になったとしても、社会教育行政を展開していく上では、教育委員会制度の趣旨とされている①教育の政治的中立性の確保、②継続性・安定性の確保、③地域住民の意向の反映といった教育の特性への配慮については、学校教育と比べるとその度合いに強弱はあるとしても、引き続き担保する仕組みを構築する必要がある。なお、その際、社会教育とも密接な関係がある地域の課題解決にかかわる住民の活動においては、行政も含めた関係者間での意見や考え方が異なることがしばしば見られる点にも留意する必要がある。
- また、第2期教育振興基本計画においても、学校、家庭、地域社会が連携・協力して子供を育成していくことがますます重要となる旨記載されているように、社会教育と学校教育は生涯学習社会の構築を担う車の両輪として、基本的に今後も一体となって執行されることが望ましいと考えられる。
- 一方、社会教育行政については、近年、地域づくりの観点や福祉の観点、男女共同参画の観点、青少年の健全育成の観点など首長部局との関係も深く、首長部局で担当する場合は、他の行政分野における諸施策との連携・協力を通じて、地域の多様な社会教育活動が一層促進されるとともに、社会教育行政における新規事業の立ち上げが活性化するなどの利点も見込まれる。また、このような社会教育活動の広がりや他の行政との関連性の広範さからすれば、首長において所管するそれぞれの行政分野の取組にも相乗効果を上げることが期待できるとの考えもある。
- このような考え方から、現在でも、社会教育に関する事務については、一部の自治体では、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の事務の一部を首長に委任したり、首長部局の職員に補助的に行わせる方法により、首長部局がこれらの事務を執行している事例も見られる。
- 以上に鑑みると、社会教育に関する事務については、学校教育との連携や生涯学習社会の構築の観点から、学校教育行政と一体として担当することの利点

が大きいものと考えられる。一方、自治体の組織編制における自由度を拡大する観点から、地方自治体の実情や行政分野の性格に応じ、自治体の判断により、首長が担当することを選択できるようにするなど弾力化を図っていくことも一考に値すると考えられる。ただし、その場合、社会教育行政が首長部局の他の行政分野の中で埋没し、憲法で保障された教育の機会均等の原則や教育基本法第1条で規定された教育の目的を学校教育以外の領域で実現するという社会教育行政の本来の目的が見失われることがないように、前述のように教育の特性への配慮について引き続き担保する何らかの仕組みを構築する必要がある。

第2章 社会教育主事の在り方について

1. 社会教育主事の現状と課題

(社会教育主事の現状と課題)

- 社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県及び市町村の教育委員会事務局に必置とされる社会教育に関する専門的職員であり、都道府県及び市町村の社会教育行政の中核として、専門的・技術的な助言と指導を通じて、地域人材を育成するとともに、それらの地域人材と地域住民をつなげることによって、人々の自発的な学習活動を援助する上で重要な役割を果たしてきた。
- しかしながら、社会教育主事については、法律上必置とされているにもかかわらず、社会教育主事としての発令がなされていないケースや、そもそも社会教育主事の有資格者が社会教育担当課にいない地方自治体も見られるなど、設置率は60.8%と年々減少傾向にあり、社会教育主事の数も、6,796人（平成8年）から2,518人（平成23年）と半数以下に激減している。
- この要因としては、近年の地方自治体の行財政改革による人件費の削減や市町村合併による市町村数の減少があるが、問題は、社会教育主事についてその役割が見えにくいこともあって、首長を含めて必ずしも行政組織内や地域で適切に評価されていないことにある。

(社会教育主事の必置の必要性)

- 平成24年7月、全国市長会から「社会教育主事の必置規制を撤廃することにより、市町村の自主的な活動が促進されるとともに、民間活力の活用が一層促進される」との理由により、「義務付け・枠付けの見直し提案」として、社会教育主事の必置義務の廃止の要望が出された。
- 社会教育主事制度は、昭和26年の社会教育法改正によって、同法に第二章（社会教育主事及び社会教育主事補）が新設されたことに始まる。このような制度を創設した理由は、社会教育を振興するに当たっての行政の責任を果たす

上で、社会教育を行う者の求めに応じて専門的技術的な助言指導を与えることができる専門的な職員が必要であったためである。

- 近年、多様な地域人材によって広範な学習活動が行われるようになり、それにあわせて社会教育主事の役割も変化しつつあるが、社会教育行政が、今後とも、地域住民の自主的な社会教育が円滑に実施されるよう環境醸成を図っていくためには、社会教育行政の専門的職員である社会教育主事が関係施策の企画・立案や事業推進におけるコーディネート等の役割を果たしていくことが重要であり、引き続き必置を原則とすることが望ましい。
- 他方、社会教育主事は、教育公務員特例法により、指導主事とともに教育委員会事務局に置かれる専門的教育職員と位置付けられているため、教育委員会制度等の在り方等の地方教育行政に関する議論の動きを踏まえた今後の在り方については更に検討していくことが必要である。

2. 社会教育主事の今後の在り方

(1) 社会教育主事の職務の明確化

- 社会教育主事の職務は、社会教育法第9条の3で「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」とされているが、そのほかにも、地域の学習課題やニーズの把握・分析、地域の社会教育計画の立案やそれに基づいた学習プログラムの立案、地域人材の育成、地域人材の把握、学校教育と社会教育との連携の推進、相談など非常に広範多岐にわたっている。
- しかしながら、地方教育費の中で社会教育費が占める割合はわずか10%に過ぎず、一教育委員会あたりの社会教育主事の数は、1.4人（平成23年度）と非常に少ない現状にある中で、社会教育主事の役割や職務に関する首長や地域住民の認知度は低い状況にある。
- 今後、社会教育主事が、首長を含め地域で評価されるためには、社会教育主事自身が自らの果たすべき職務を明確に認識するとともに、その職務の成果を正しく評価した上で、意識的に首長や地域に対して発信していくことが必要である。また、社会教育主事の配置に当たっては、発令する側も、当該地域が抱える課題を把握し、そのような課題を解決していくためにどのような人材が必要かといったことをしっかりと認識していくことが必要である。

(2) 今後の社会教育主事に必要な資質・能力

- 社会教育行政は、生活課題や地域課題の解決を図って、住民一人一人の学習

活動や住民相互の教育・学習活動の支援をしているが、社会教育行政の中核である社会教育主事の任務は、専門的技術的な助言及び指導を通じて、可能な限り、住民が地域で主体的に教育・学習活動に取り組むことができるよう条件整備を行い、奨励、援助を行うところに重点がある。

- しかしながら、社会の変化に応じて増大かつ多様化する地域住民の学習ニーズに応えるために社会教育が果たすべき役割が増大する中、一人の社会教育主事があらゆる分野で専門性を発揮することは實際上困難となりつつある。
- 他方、地域においては、公民館等の社会教育施設における学級講座や PTA、NPO などの活動を通じて様々な地域人材が育っている。したがって、今後、ネットワーク型の行政を展開していく中で社会教育主事が果たすべき役割は、地域の課題や状況等を把握した上で、それぞれの自治体の総合計画や教育計画の趣旨に沿って、社会教育に関する企画・立案等を行い、当該地域における社会教育行政の果たすべき任務と役割を明確にすること、また、それらを達成するために、学習活動等を通じた住民の組織化支援、地域の教育資源を結びつけるコーディネート等を行いながら、地域住民の社会教育活動の活性化を図ることにあると考えられる。
- このような施策の立案や事業の推進のために、今後の社会教育主事には、地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出すとともに、地域活動の組織化支援を行うことで、地域住民の学習ニーズに応えていくことが必要である。そのため、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力などを身につけておくことが必要不可欠である。
- ただし、このような社会教育主事的な素養を身につけた者は、社会教育行政だけでなく市民との協働が大切となるような他の行政分野においても有用なものである。また、例えば、教員や指導主事、さらには環境、福祉、防災、人権等の首長部局の職員に社会教育主事的な素養を身につけた者がいれば、学校教育行政や首長部局の多様な行政分野と社会教育行政との連携が一層推進されることが考えられる。

3. 社会教育主事の資質・能力を養成する仕組みの構築

(1) 属性・知識・経験等に応じた多様なカリキュラムの提供

- 社会教育主事となる者は、教員出身者、社会教育行政出身者、社会教育施設出身者、首長部局出身者、民間出身者、当初から社会教育主事に採用される者

など多種多様である。その属性によって有する知識や経験も異なっており、また、都道府県の社会教育主事と市町村の社会教育主事では求められる役割も異なることから、社会教育主事の役割や位置付けの捉え方は地域ごとにばらつきが見られる。

- しかしながら、社会教育行政に従事する職員を養成する現在の社会教育主事講習の内容は、学習およびその成果を実際の地域課題の解決につなげていくという視点に乏しく、かつ、講習受講者の多様性に対応できているとは言い難い。実際に、社会教育主事の養成科目の内容が社会教育主事の職務にどの程度役だったかという質問の回答としては、全体として「社会教育の計画、学習プログラム等に関する講義」や「社会教育演習」などは「大いに役立った」という割合が多いものの、それぞれの項目について重要だと思う割合はその属性によって異なるという結果も出ている。
- これらを踏まえると、その地域が抱える個別の課題にしっかりと対応できる知識や経験を有する社会教育主事が配置されていれば、その地域における社会教育主事は高く評価される一方で、そのような知識や経験を有さない社会教育主事が配置された場合は、地域全体における社会教育主事の必要性に対する認識そのものを低下させることにつながりかねず、社会教育主事の設置率の低下の一因となっているとも考えられる。
- 社会教育主事資格が、社会教育主事となるために必要とされる知識・能力を担保するものであることに鑑みれば、大学（短大含む）でのいわゆる社会教育主事課程や社会教育主事講習における養成内容については、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質を養成するものであることが必要である。さらに、受講者の属性や受講者が有する知識・経験等に応じた多様なカリキュラムを選択制によって提供することなども含めて、カリキュラムの抜本的な見直しを検討していくことが必要である。

(2) カリキュラムの内容・方法の工夫

- 社会教育主事講習については、現在のような 40 日間の講習のみで多様化・高度化する人々の学習ニーズや、社会の変化や新たな課題等に的確に対応していくことができる専門性を養うことは困難であるとの指摘もある。このため、社会教育主事講習は基礎的で共通的な内容にとどめ、社会教育主事として任用された後、その属性に応じ、より実践的かつ専門的な知識・技術等の一層の充実を図るための現職研修を充実させるという考え方もある。カリキュラムの内容については、理論と実践、知識と技能のバランスが重要であり、今後、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが中心となって見直ししていくこと

が求められる。

- また、研修方法についても、地方公共団体の定員の削減などにより、とりわけ、小規模市町村にとって、40日間の講習に職員を参加させることは困難であるという意見も踏まえ、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター等の遠隔講義の充実やICTを活用した効果的な遠隔研修の教材プログラムの開発、放送大学や通信教育を行う大学における開設科目の活用など、研修の実施方法についても検討していくことが必要である。

4. 社会教育主事資格の活用

- 社会教育主事は、教育委員会事務局において社会教育を担当する教育的専門職員という職であり、大学等で社会教育主事講習の受講を修了しただけでは、単に社会教育主事となる資格（いわゆる「任用資格」）を得たに過ぎず、社会教育主事として発令されない限りは、せっかく講習で学んだ知識や能力が活用されない。
- 一方、社会教育主事講習で学んだ内容や社会教育主事として得た知識や経験は、学校教育活動、まちづくり、高齢者福祉、環境、防災など社会教育行政以外の社会教育に関連する様々な場面、NPOやボランティア団体等の活動でも幅広く活用することができるものである。例えば、社会教育主事経験者や有資格者が首長部局に配置されることによって、まちづくり、高齢者、福祉、労働、医療、農業など社会教育以外の行政分野との連携・協力が円滑に行われるようになり、社会教育行政のネットワークが広がることが期待されるとともに、社会教育主事経験者や有資格者のキャリアパスの構築にもつながっていくものと考えられる。
- このため、社会教育行政以外の分野において社会教育主事資格の有用性が認知され、社会教育主事資格の汎用化が図られるよう、カリキュラムの見直しを行うなど、社会教育主事資格が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みについて検討することが必要である。
- また、「社会教育士」や「地域教育士」という資格を民間レベルで創設し、何らかの形で公的に認証することにより、その専門性を保証・表示するとともに、これらの資格における知識や経験を社会教育主事資格取得の際に考慮するなどの方策について検討すべきとの意見もある。これによって、市民の中で社会教育活動を推進していく力のある人を、社会教育主事として採用しやすくなるとともに、それらの資格を持つ者に社会教育行政以外の様々な場面で活躍し

でもらうことも容易になる。

社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループの設置について

平成25年3月29日
生涯学習分科会決定

1. 趣旨

「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（平成25年1月）で示された課題について検討を進める必要があることから、生涯学習分科会の下に、社会教育推進体制の在り方に関する当面の検討事項について、専門的な調査を行うためのワーキンググループを設置する。

2. 委員

- ワーキンググループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、生涯学習分科会長が指名する。
- ワーキンググループに座長を置き、生涯学習分科会長が指名する。

3. 主な検討事項

- 社会教育に関わる人材に関する次の事項
 - ・ 社会教育主事の役割や配置の見直し、資質・能力の向上
 - ・ 地域人材の養成・評価・活用のための仕組みの構築
- その他、社会教育推進体制の強化に必要な事項

4. 設置期間

ワーキンググループは、3. の検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

5. その他

- ワーキンググループにおいて検討結果をとりまとめたときは、生涯学習分科会に報告するものとする。
- 生涯学習分科会からの求めがあった時は、ワーキンググループの検討の経過を生涯学習分科会に報告するものとする。また、ワーキンググループは必要に応じ、その検討の経過を生涯学習分科会に報告することができる。

中央教育審議会生涯学習分科会
社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ委員

委員：平成25年2月15日発令

臨時委員：平成25年3月28日発令

専門委員：平成25年5月8日発令

(50音順)

(委員)

生重	幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長・ 一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事
菊川	律子	九州大学理事

(臨時委員)

座長	浅井	経子	八洲学園大学教授
	井出	隆安	東京都杉並区教育委員会教育長
	糸賀	雅児	慶應義塾大学文学部教授
	清國	祐二	香川大学生涯学習教育研究センター長（併任）・教授
	今野	雅裕	政策研究大学院大学教授・学長特任補佐
	竹原	和泉	横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長
	山本	健慈	和歌山大学長
	横尾	俊彦	佐賀県多久市長

(専門委員)

	井上	昌幸	栃木県教育委員会生涯学習課副主幹
	関	福生	新居浜市市民部長
	野島	正也	文教大学長
	松田	恵示	東京学芸大学教育学部教授・学長補佐

(14名)

ワーキンググループにおける審議経過について

第1回 5月 8日 13:00～15:00 自由討議

第2回 6月 4日 10:00～12:00 ヒアリング・討議①

- ・内田和浩氏（北海学園大学社会教育主事課程委員長（北海学園大学教授））
- ・関 福生委員（新居浜市市民部長）

第3回 6月11日 10:00～12:00 ヒアリング・討議②

- ・今野雅裕委員（政策研究大学院大学教授・学長特任補佐）
- ・福岡県宗像市子ども部

第4回 7月 5日 13:00～15:00 ヒアリング・討議③

- ・佐賀県文化・スポーツ部
- ・菊川律子委員（九州大学理事）

第5回 7月18日 14:00～16:00 審議のまとめ案を提示

第6回 7月25日 14:00～16:00 審議のまとめ

9月 生涯学習分科会へ報告

～土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて～ 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ中間取りまとめ(ポイント)

◆社会の動向と放課後・土曜日等の教育活動への期待

- 社会の動向： 少子高齢化の進展、グローバル化、科学技術の進歩、地域間格差・経済的格差の進行
- 子供たちの教育環境をめぐる現状： 核家族化、一人親世帯、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化、学校の小規模化、不登校児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒の増加等
⇒ 今後の多様で変化の激しい社会を生き抜くために必要な力の育成に向け、**社会総掛かりで土曜日等の豊かな教育環境の実現を目指す**



～子供と関わる人材の多様性や学習集団、学習時間、実施場所等の多様性・柔軟性を生かした創意工夫に富んだ教育活動の実践～

- ① 学校での学びが深まり、広がる学習、体験の機会の充実
- ② 安心して産み育てられる環境づくりとしての放課後・土曜日の教育の充実
- ③ 子供たちの主体性を引き出し、実社会で役立つ力を培う学習・体験の機会の充実
- ④ 学習意欲・学習習慣形成・学力向上の観点からの学習機会の充実

※土曜学習：教育委員会など学校以外の者が主体となり、希望者に対して学習等の機会を行うもの。

◆地域の多様な人材等の参画による土曜日の豊かな教育環境（土曜学習）の実現に向けた新たな方策

1. 多様な主体が土曜日の教育活動に参画する仕組みづくり

- ◆土曜日は、日頃参加が難しい現役の社会人も含め、地域人材や保護者、企業、NPO、民間教育事業者、大学生等の多様な人材の参画が可能
- ◆実社会の経験も踏まえたプログラムの展開に向け、多様な人材が教育活動に参画する仕組みづくりを推進

<p>①地域人材の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かな社会経験や指導力を持つ多様な人材の参画促進 	<p>③企業・団体等との連携協力促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の要望と企業の取組のマッチング ○WLBの推進 ○企業内ボランティア登録制度やCSR・プロボノとして関わる仕組みの構築 ○企業人材に対する研修の充実 ○企業の退職者組織等との連携 	<p>④NPO・民間教育事業者との連携協力の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○NPOのノウハウ（人材や資金のコーディネート能力）の活用 ○学習塾、お稽古ごと、スポーツ、音楽、語学教室等の指導者の活用 	<p>⑤大学等の連携協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究者やポストドクター等の専門人材の活用 ○教育・福祉、スポーツ等の専攻の学生の積極的な参画促進 ○身近なロールモデルとして学生が持続的に参画できる仕組みづくり
--	--	--	--

2. 学校と地域・企業・大学等をつなぐコーディネート機能の充実

- ◆学校と地域をつなぐコーディネーターだけでなく、企業や大学等の多様な主体をつなぐコーディネーターの必要性
 - ◆コーディネーターの研修の機会やネットワーク組織等の充実
- 例えば、地域連携を担当する教員の配置や、「地域コーディネーター」、「企業コーディネーター」等をそれぞれ配置し、互いに連携し合う仕組みの構築。
- 学校や地域の関係者、企業、企業の退職者組織、NPO等多様な関係者が学び合う研修の機会の充実 等

3. 「土曜日ならではの」多様なプログラムづくり

- ◆地域や企業等の協力を得て、「土曜日ならではの」生きた学習プログラムの展開
- ◆子供たちの主体性を重視しつつ、学校の教育活動との連動した体系的・継続的なプログラムづくり

<p>①実社会につながるプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会で役立つ経験をするプログラム ○多様なロールモデルや「本物」に触れるプログラムの充実 	<p>②企業のリソースを生かしたプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育だけでは教えることが難しい実社会の経験を踏まえたプログラム ○環境教育、キャリア教育、国際理解等の企業の特性を生かしたプログラム 	<p>③学習意欲・習慣形成につながるプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就学前の子供たちが学ぶ楽しさに出会うプログラム ○振り返り学習や発展的な学習の充実 	<p>④「地域ならではの」プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の目標を踏まえ「ふるさと教育」や「学力向上」などの地域の特性や課題に応じたプログラム ○多様性を重視したプログラム等
---	---	--	--

◆今後の土曜日の教育活動の持続可能な体制づくりにあたって

- 全国の好事例の蓄積・発信等を通じて、官民連携による普及啓発の推進
- 行政内部における首長部局と教育委員会が一層の連携を図り、効率的・効果的な総合的な支援策を講じていくことが必要
- 社会総掛かりでの土曜日の豊かな教育環境の実現

土曜学習の実施体制(イメージ)

別紙2-2

国(文部科学省)

- ・土曜日の教育活動の在り方の検討
- ・都道府県・市町村への必要な支援策の実施
- ・全国的な普及啓発・関係者のネットワークの構築

都道府県(教育委員会等)

- ・域内の土曜日の教育活動全体の方針を検討
- ・多様な主体の参画促進・情報共有の仕組みづくり
- ・コーディネーターや多様な関係者が学び合う機会の充実

＜実施主体＞ 市町村(教育委員会等)

- ・域内の土曜日の教育活動の方針を検討
- ・学校、保護者、地域の関係者等の理解促進、目標の共有
- ・コーディネーターの育成

※これまでの学校支援地域本部や放課後子供教室等の機能の活用、または新たな取組として、学校・家庭・地域の連携・協働により子供を育む体制づくりの一環として実施

各学校区

学校支援地域本部・放課後子供教室・学校運営協議会等

※その他、学校・家庭・地域の関係者が集う機会を活用

～各学校区における取組方針の検討～
(トータルプロデュース)

連携・協力

コーディネーター

- ・学校の要望や課題の共有
- ・教育課程と連動したプログラムの検討

※学校支援等の地域コーディネーターや元PTA、自治会長、企業退職者など多様な主体が連携して参画

- ・プログラムに応じた人材の依頼
- ・実施可能なプログラムの調整

学校の要望と地域・企業等の取組のマッチング

校長・教職員



多様な主体の参画・連携協力の促進

具体的なプログラム内容・実施方法の検討

多様な人材の参画

- | | | | |
|--------|-----------|-----|-----|
| 地域人材 | 保護者 | 企業人 | 大学生 |
| NPO関係者 | 学習熟習い事指導者 | 外国人 | 研究者 |

参画

PTA
おやじの会等
保護者組織

地域の
多様な団体

企業

NPO

民間教育
事業者

大学等

土曜日ならではの多様なプログラムの充実

家庭や地域の教育力の向上

社会総掛かりによる土曜日の豊かな教育環境の実現

<参考> 土曜日の教育活動の形態

子供たちの健やかな成長のためには、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がありますが、土曜日の教育活動については、その実施主体や扱う内容等により、幾つかの形態に整理できます。

① 「土曜授業」について

そうした形態のうちの一つが、児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行う「土曜授業」です(下図①)。文部科学省では、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化するため、11月29日に学校教育法施行規則の改正を行いました。

② 「土曜の課外授業」について

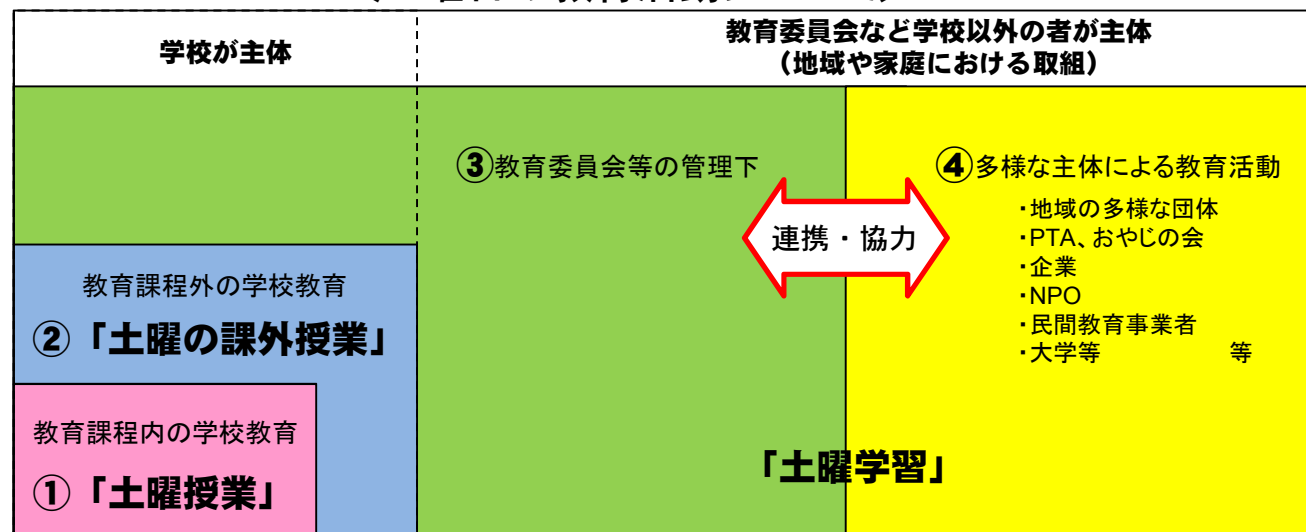
このほか、学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」とも呼ぶべき形態があります(下図②)。

③+④ 「土曜学習」について

また、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会の行う「土曜学習」とも呼ぶべき形態があります。この「土曜学習」については、主体が公的なもの(下図③)と、主体が公的でないもの(下図④)があります。

例えば、大分県豊後高田市教育委員会が実施している「学びの21世紀塾」の取組は、下図③に該当します。

<土曜日の教育活動について>



文部科学省としては、「土曜授業」や、「土曜の課外授業」、「土曜学習」の機会の充実等により、総合的な観点から子供たちの土曜日の教育環境の充実に取り組むことが重要であり、その振興に取り組んでいきたいと考えています。

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループについて

(1)趣旨

- 今後、第2期教育振興基本計画等を踏まえ、すべての学校区での学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを進めていくにあたり、**放課後子供教室や学校支援地域本部取組内容の充実、今後の土曜日の教育支援体制等の構築**などについて検討を行う必要がある。
- 中央教育審議会生涯学習分科会の下に、ワーキンググループを設置し、今後のこれらの教育支援体制や活動の在り方について検討を行う。

(2)主な検討事項

- 学校支援活動、放課後支援活動、土曜日支援活動における**体系的・組織的なプログラムの在り方**
- 土曜日支援活動にかかる**産業界等との連携や企業人材等の教育ボランティアへの参画の在り方**
- その他、これらの教育支援体制及び活動の在り方の検討に必要な事項

(3)スケジュール

- **平成25年9月17日中央教育審議会生涯学習分科会にて、WG設置の了承。**
- 審議状況(第1回:11/27、第2回:12/12、第3回:12/26、第4回:1/17、第5回:1/31、第6回:2/24、第7回3/12)
- 中央教育審議会生涯学習分科会(H26.3.17)にて、中間取りまとめを報告・審議。
- 本年5月頃をめどに一定の取りまとめ(予定)。

中央教育審議会生涯学習分科会

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ委員一覧

○座長	明石 要一	千葉市教育委員会委員、千葉大学名誉教授	(合計19名)
○座長代理	井出 隆安	杉並区教育委員会教育長	(敬称略)
	安藤 大作	公益社団法人全国学習塾協会会長	
	生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事、 一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事	
	池本 美香	株式会社日本総合研究所主任研究員	
	井上 克也	公益社団法人経済同友会政策調査第1部マネージャー	
	小川 理子	パナソニック(株) 理事 CSR・社会文化グループ グループマネージャー	
	尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会会長	
	金藤ふゆ子	文教大学人間科学部教授	
	川島 高之	特定非営利活動法人コチカラ・ニッポン代表 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン理事	
	小正 和彦	横浜市立幸ヶ谷小学校校長	
	杉本 正博	名古屋市子ども青少年局青少年家庭部放課後事業推進室長	
	瀬谷真理子	福島県教育庁社会教育課長	
	竹原 和泉	横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長 特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事	
	谷 理恵子	東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課長	
	玉置 崇	小牧市立小牧中学校校長	
	平岩 国泰	特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール代表理事	
	松田 義秀	奈良市教育総務部地域教育課長	
	吉原 健	社会福祉法人東京聖労院参与(前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長)	4

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG これまでの審議状況

【第1回】 平成25年11月27日（水） 15:00～17:00

- 放課後及び土曜日等の教育支援について

【第2回】 平成25年12月12日（木） 10:30～12:30

- 委員からの事例紹介（小正委員・平岩委員・杉本委員・池本委員）
- 放課後等の教育支援について

【第3回】 平成25年12月26日（木） 11:00～13:00

- 委員からの事例紹介（川島委員・谷委員・安藤委員・小川委員）
- 実社会で役立つ力の育成に向けた土曜日の教育支援体制の在り方について

【第4回】 平成26年1月17日（金） 10:30～12:30

- 委員からの事例紹介（竹原委員・井上委員・金藤委員・松田委員）
- 教育支援活動の充実のための持続可能な仕組みの在り方及び地域の主体的な取組の活性化について

【第5回】 平成26年1月31日（金） 15:00～17:00

- 委員からの事例紹介（生重委員）
- これまでの議論の整理

【第6回】 平成26年2月24日（月） 10:00～12:00

- 取りまとめ骨子（案）について

【第7回】 平成26年3月12日（水） 10:00～12:00

- 中間取りまとめに向けて

中央教育審議会生涯学習分科会

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ中間取りまとめ ～土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて～

I. 社会の動向と子供の教育環境をめぐる現状

1. 社会の動向

- 我が国は、現在、急激な少子化・高齢化の真ただ中であり、2060年には、人口は、平成22年(2010年)比約3割減の9,000万人に、うち4割が65歳以上の高齢者となることが予想されており、我が国の労働力人口は平成10年(1998年)をピークに減少しつづけ、2060年には約5割となることが予想されている。
- また、同時に、今日の世界においては、社会、経済、文化のグローバル化が急速に進展し、国際的な流動性が高まるとともに、新興国の台頭による国際競争の激化、生産拠点の海外移転等、我が国をとりまく経済環境は厳しさを増し、国際競争力の低下、国際的な存在感の低下が懸念される。
- さらに、科学技術の爆発的な進歩と社会の高度化、複雑化や急速な変化に伴い、過去に蓄積された知識や技術のみでは対処できない新たな諸課題が生じており、これに対応していくため、新たな知識や専門的能力を持った人材が求められている。
- その一方で、かつてのような終身雇用、年功序列といった安定的な雇用環境は一変し、非正規雇用の割合は、昭和60年(1985年)には16%(655万人)だったものが、平成22(2010年)には35%(1,813万人)にのぼるなど、雇用情勢も厳しさを増している。
- あわせて、都市化、過疎化の進行、地域間格差、経済的格差の拡大が指摘されており、格差の再生産・固定化が進み、社会の不安定化、地域の活力の低下につながるものが懸念される。

2. 子供たちの教育環境をめぐる現状

- 都市化、過疎化の進行、家族形態の変容等により、子供たちの教育環境には、近年大きな変化が生じている。
- 世帯構成は、昭和61年(1986年)から平成23年にかけて、三世帯世帯が15%か

ら 7 %に減少するとともに、夫婦と未婚の子のみのいわゆる核家族世帯も 41 %から 31 %に減少するなど家族の小規模化が進んでいる。

- また、全世帯に占める子供のいる世帯も 61 %から 45 %に減少し、半数を割るとともに、15 歳未満人口は今後においても減り続けることが予測され、平成 24 年に約 1,650 万人であるものが、40 年後には、約 900 万人に減少するなど、少子化の影響は子供の教育環境にも大きな影響を与えられられる。
- 加えて、共働き世帯は、昭和 55 年（1980 年）には、いわゆる専業主婦世帯（男性雇用者と無業の妻から成る世帯）の半数であったのに対し、平成 8 年（1996 年）付近より逆転し、平成 23 年（2011 年）では 1.2 倍となるなど、一層の女性の活躍促進のためには、こうした変化に対応し、子供たちの教育を支える仕組みづくりが急務となっている。
- 一方、1 学校あたりの学級数は、小学校で 12 学級以下（1 学年 2 学級以下）の学校が全体の 51 %（平均で 1 学校 7 学級）、中学校で 9 学級以下（1 学年 3 学級以下）の学校が全体の 41 %（平均で 1 学校 3 学級）となっている。
- さらに、学校における児童生徒の状況としては、不登校児童生徒数や特別支援学級・学校に在籍する児童生徒数、要保護・準要保護児童生徒数、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が大幅に増加するなど、より多様な児童生徒の状況に配慮した指導が必要な状況に置かれている。
- 地域社会としても、こうした少子高齢化や都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、ライフスタイルの多様化を背景として、地域のつながりの希薄化や孤立化が懸念され、親子や教員と児童生徒といった縦の関係、子供同士の横の関係だけでなく、親や教員以外の大人と触れあう「斜めの関係」がますます必要になってきている。

3. 学校週 5 日制の経緯とその後の成果と課題

- 学校週 5 日制は、学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、土曜日や日曜日を活用して、子供たちに、家庭や地域社会で生活体験、社会体験や自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むことをねらいとして、平成 4 年 9 月からの段階的实施を経て、平成 14 年度から完全実施された。
- それに伴い、学校教育においては、学校週 5 日制の完全実施に合わせて行われた学習指導要領の改正において、新たに設けられた「総合的な学習の時間」などを活用し、各教科等の学習で得た知識を様々な体験活動等の中で実感をもって理解することや、学び方やものの考え方を身に付けさせるなど、生涯学習の基礎となる「生きる力」を育てていくこととされた。
- また、家庭や地域では、学校とともに、豊富な生活体験、社会奉仕体験、自然体験などを経験させ、子供たちに豊かな心やたくましさなどの「生きる力」を育むことため、地域で子供を育てる環境を整備することとし、平成 11 年度から 13 年度まで「全

国子どもプラン」、平成14年から「新子どもプラン」を実施し、関係省庁の協力を得つつ、子供たちの体験活動の充実に資する各種施策が推進されてきた。

- さらに、平成19年度からは、厚生労働省との連携により、「放課後子どもプラン」が推進され、厚生労働省の放課後児童クラブと連携しつつ、放課後や週末等の子供たちの安心・安全な居場所を設け、すべての子供たちに学習や体験・交流活動等の機会を提供する取組を推進している。
- こうした中、地域の高齢者や子育て経験者をはじめとする多様な人材の参画を得て、子供たちに様々な学習や体験活動を行う取組が全国で推進されるなど、地域全体で子供たちを育む体制づくりは着実に進んできたところである。
- しかしながら、土曜日に様々な経験を積み、自らを高めている子供たちが存在する一方で、必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘等があることを踏まえ、平成25年3月に文部科学省に「土曜授業に関する検討チーム」が設置され、同年9月に取りまとめが行われた。
- その中で、「土曜日において、子供たちに、学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会などこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域のすべての大人が連携し、役割分担しながら、取組を充実する必要があること」が提言されている。
- 今後の放課後や土曜日の教育活動の在り方の検討に当たっては、こうした経緯やこれまでの取組の成果を踏まえつつ、これからの子供たちが直面する、多様で変化の激しい社会を生き抜いていくための力を身につけていくため、新たな方策を検討していく必要がある。

II. 社会を生き抜くために必要な力と放課後・土曜日等の教育への期待

1. 社会を生き抜くために必要な力

① 「生きる力」を育む新しい学習指導要領の基本的な考え方

- 学校・家庭・地域が連携協力して、子供たちの教育に取り組んでいくためには、各学校の教育課程を編成する際の基準を定める「学習指導要領」の考え方も重要である。
- 平成20年度の学習指導要領の改訂では、生きる力を育む基本理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっていることから、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな身体の調和のとれた育成を重視している。

※ 「生きる力」(平成8年中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」)

- ・ 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

- ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・たくましく生きるための健康や体力

- 特に、確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育むことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。
- このため、各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実することとしている。また、これらの学習を通じて、その基礎となるのは言語に関する能力であり、国語科のみならず、各教科等においてその育成を重視している。さらに、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣を確立することを重視している。

②第2期教育振興基本計画における基本的方向性

- 第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）の策定にあたっては、「変化の激しい社会にあって、個人の自立と活力ある社会の形成を実現するためには、どのような資質・能力が必要か」との検討がなされ、同計画では、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」が大きなテーマとして掲げられている。
- 具体的には、教育行政の基本的な方向性について、「社会を生き抜く力の養成」、「未来の飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4つの方向性が打ち出されている。

※・「社会を生き抜く力の養成」

社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力を誰もが身に付けられるようにする。

・「未来への飛躍を実現する人材の養成」

変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材、グローバル社会において各分野を牽引できるような人材を養成する。

・「学びのセーフティネットの構築」

厳しい経済情勢において社会的格差等の問題が指摘される現在、上記2点を達成するための基礎的な条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにすること

・「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」

社会のつながりの希薄化などが指摘される中において、学校教育内外の多様な環境から学び、相互に支え合い、そして様々な課題の解決や新たな価値の創出を促すコミュニティの形成を図る。

③OECDにおける「キー・コンピテンシー」の考え方

- 国際的な動向としては、OECDで提言された「キー・コンピテンシー（主要能力）」という考え方があり、「コンピテンシー（能力）」とは、「単なる知識や技能だけではな

く、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、複雑な要求（課題）に対応することができる力」とされている。

- そして、その中でも「キー・コンピテンシー」とは、グローバル化と近代化により、多様化し、相互につながった世界において、特に、人生の成功や正常に機能する社会のために必要な能力として定義され、具体的には、「言語や知識、技術を相互作用的に活用する能力」、「多様な集団による人間関係形成能力」、「自律的に行動する能力」、「これらの核となる『考える力』」の内容で構成されている。

④「社会人基礎力」の考え方

- 今後の多様で変化の激しい社会を生き抜いていくためには、子供たちが日頃の学校等における学習を更に自ら深めさせることや、実社会とのつながりを学ぶ機会の充実や、実社会で役立つ力を育成していくことが重要である。
- 社会に求められる資質としては、例えば、平成 19 年に経済産業省が提唱したものとして、「社会人基礎力」があげられる。
- 社会人基礎力は、「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎力」であり、「基礎学力」や「専門知識」に加え、それをうまく活用していく力としての「社会人基礎力」を意識的に養成していくことが重要であるとされている。
- その内容としては、①「前に踏み出す力」～一歩前に踏み出し、失敗しても粘り強く取り組む力～（主体性、働きかけ力、実行力）、②「考え抜く力」～疑問を持ち、考え抜く力～（課題発見力、計画力、創造力）、③「チームワーク力」～多様な人々とともに、目標に向けて協力する力～（発信力、傾聴力、柔軟性、状況把握力、規律性、ストレスコントロール力）とされ、それらは、人間性や基本的な生活習慣を土台としつつ、基礎学力や専門知識と相互に影響を及ぼしつつ、能力の全体像を構成するとされている。

2. 放課後・土曜日等の教育への期待

- こうした社会の動向や子供たちの教育環境を巡る現状等を踏まえ、今後の放課後や土曜日の教育の在り方を検討するに当たっては、学校・家庭・地域が連携し、役割分担しながら、社会総掛かりで教育に取り組む仕組みづくりの一環と捉えるとともに、全体として子供たちの教育環境を豊かにし、「生きる力」を育むという視点が重要である。
- そのため、放課後や土曜日は、学校教育との連動性を意識しつつも、学校教育だけでは実現しにくい、実生活・実社会とのつながりを体験的・探求的に学習できるよう、

創意工夫に富んだ教育活動が行われることが期待される。

- 例えば、教員だけでなく、子供と関わる人材の多様性・柔軟性、異学年や異学校種も含めた学習集団の多様性・柔軟性、学習時間や実施場所の多様性・柔軟性等を生かした様々な工夫が可能である。
- こうした前提を踏まえつつ、今後の放課後や土曜日等の教育への期待としては、以下の観点が考えられる。

①学校での学びが深まり、広がる学習、体験の機会の充実

- 放課後や土曜日は、学校における学びを更に深めることや、児童生徒の興味関心に応じて、更に広がる機会となることが期待される。
- また、学校における学習が、生活や社会とどのようにつながっているのかを体験的・探求的に学ぶことができる機会として、その後の学習活動の動機付けとなることも期待される。

②安心して産み育てられる環境づくりとしての放課後・土曜日の教育の充実

- 放課後や土曜日は、社会全体の要請や子供たちの多様なニーズに応じていく機会としても期待される。
- 例えば、安心して子育てや仕事を両立できる環境づくりの観点から、子供たちが放課後や土曜日に、家庭だけでなく、地域の多様な大人と触れあい、多様な学習ができるよう、学習やスポーツ・体験活動の機会やプログラムを充実していくことが期待される。
- また、特別な支援を必要とする児童や、外国人の児童、児童養護施設の入所児童など、様々な事情から特別なニーズのある子供たちへの学習機会を、教育と福祉の連携をこれまで以上に深めて、充実していくことが重要である。

③子供たちの主体性を引き出し、実社会で役立つ力を培う学習・体験機会の充実

- 放課後や土曜日は、子供たちが与えられたプログラムをこなすだけではなく、子供たち自身の意欲や参画を重視し、主体性を引き出す機会とすることが期待される。
- また、実社会とのつながりを感じ、将来の目標をもって学ぶ機会となるよう、多様なロール・モデルや「本物」に出会う機会を充実することが期待される。

④学習意欲・学習習慣形成・学力向上の観点からの学習機会の充実

- 放課後や土曜日は、子供たちが「学ぶ楽しさ」に出会い、学習意欲の向上や学習習慣の形成につながる機会となることも期待される。

- 例えば、就学前の学校生活の入口の時期の学習習慣の形成や、学校での学習の理解が必ずしも十分でない子供たちが「学ぶ楽しさ」「わかる楽しさ」を感じ意欲を高めることや、学習が進んでいる子供たちが発展的な学習とする機会とするなど、補充的又は発展的な学習の機会として活用することも期待される。

Ⅲ. 今後の放課後・土曜日等の教育活動の基本的方向性

こうした期待やこれまでの議論を踏まえ、今後の放課後や土曜日等の教育活動の基本的な方向性については、以下の通り整理するが、今後、放課後の教育支援の在り方について更に議論を深める中で、本年5月をめどに取りまとめを行う予定である。

1. 学校と放課後・土曜日等の学びがつながる仕組みづくり

- 学校・家庭・地域の連携・協働による教育活動の発展的展開
- すべての子供たちへの質の高い学習・スポーツ・体験プログラムの充実
- 学校施設の活用、複合化・多機能化の促進

2. 女性の活躍や特別なニーズのある子供を支える放課後・土曜日対策の充実（教育と福祉の連携）

- 女性の活躍促進に向けた放課後・土曜日等の対策
- 学校や放課後子供教室等と放課後児童クラブの連携強化
- 教育と福祉の連携による教育機会の格差の解消
(※特別な支援を必要とする児童、児童養護施設の入所児童、外国人の児童等への学習支援の充実も視野に)

3. 子供たちの“やりたい学び”が実現でき、実社会につながる学習機会・内容の充実

- 子供たちの主体性を引き出し、地域や社会で役立つ経験・体験の機会の充実
- 企業等との連携による実社会につながる教育機会・プログラムの充実
- 多様な大人・ロールモデルに出会う機会の充実

4. “学ぶ楽しさ”に出会い、学習意欲・習慣の形成につながる学習機会の充実

- 学ぶ基礎を培う就学前の教育機会の充実
- 学習塾や民間教育事業者等との連携による補充・発展的な学習機会の充実
(※中学・高校の放課後・土曜日対策の充実も視野に)

5. “全国どこでも学べる”地域の取組の活性化

- 「地域ならではの」のリソースを生かした教育機会の充実
- ICTの利活用による学習プログラムの充実

IV. 基本的方向性を実現する具体的方策 ～土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた新たな方策～

1. これまでの経緯と土曜日の教育活動の理念

- 土曜日における教育活動の理念については、文部科学省に設置された「土曜授業に関する検討チーム」において、昨年9月に、次のとおり整理された。

- ・ 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという理念は、普遍的に重要。
- ・ 学校週5日制は、このような基本理念を踏まえて導入されたものであるが、一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘。
- ・ 子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化、スポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。

- このような観点から、学校における学習機会の提供の一つの方策として土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、昨年11月に学校教育法施行規則の一部改正が行われた。
- また、土曜日の教育活動の推進に当たっては、質の高い土曜授業の実施のための支援策を講じるとともに、地域における学習やスポーツ、体験活動など様々な活動を一層促進するための方策など、子供たちの土曜日を全体としてより豊かで有意義なものとするための施策についても検討する必要がある、という基本的な考え方が示された。
- これらを踏まえ、新たに、平成26年度より、国として土曜日の教育活動の推進に係る方策を実施することから、土曜日の豊かな教育の実現に向けた新たな方策については、以下のとおりまとめる。
(放課後を中心とした教育支援の充実にに向けた具体的な方策については、引き続き本ワーキンググループにおいて、検討を深め、本年5月をめどに取りまとめを行う予定である。)
- なお、ここで示す内容は、新たな方策として考えられる事柄を網羅的、かつ、より良い方策として示したものであり、子供たちの豊かな教育環境の実現に向けては、地域の実情に応じて、まずは、できることから始めていくことが重要である。

2. 土曜日の教育活動の実施主体や特徴

(1) 土曜日の教育活動の形態と実施主体

- 土曜日の教育活動については、その実施主体は扱う内容等により、以下のような幾つかの形態に整理できる。
- ・ 児童生徒の代休日を設けずに土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行う「土曜授業」
- ・ 学校が主体となって、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」

- ・教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会を行う「土曜学習」
- このうち、「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」などが主体となって、土曜日の教育活動を行う場合は、「土曜学習」に該当し、原則として市区町村教育委員会等（高等学校や特別支援学校の場合には都道府県等）の責任の下、学校や地域、企業等との連携により行われるものとなる。
- また、「土曜授業」や「土曜の課外授業」は、学校が主体となって行う形態であるが、「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」などが協力し、学校の教職員が行う教育活動に地域や企業等の外部の人材が連携して実施する場合も考えられる。
- なお、こうした実施形態も含め、各自治体等においてどのように土曜日の教育活動を進めていくかについては、これまでの学校や地域での土曜日における教育活動の実施状況やニーズを踏まえつつ、都道府県や市町村の教育委員会等において、十分な検討を行うことが必要である。
- 本ワーキング・グループでは、土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて、主として、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会を行う「土曜学習」を中心に、今後の新たな方策の在り方について提案するものである。

（２）土曜日の教育活動の推進に係る関係者の理解の促進

- 土曜日の教育活動の実施に当たっては、行政だけでなく、学校や保護者、地域の関係者との間で、その教育的価値について互いに理解し合うことが大切である。
- そのため、教育委員会、学校、保護者、地域の教育・福祉等の関係者、企業、NPO等が、その地域におけるこれからの教育についての思いを共有し、その実現のための取組の一つとして、土曜日の教育活動の在り方等について話し合うことが重要である。
- また、各学校区における土曜日の教育活動の実施方針等について、例えば、学校支援地域本部や学校運営協議会等の関係者が集う場を活用しつつ、校長等と連携・協力して検討を進めていくことも考えられる。
- さらに、具体の教育活動の実施に当たっては、子供たちの教育環境を整えていくため、学校区などを範囲に活動するコーディネーターが、校長や教職員等と相談しながら、学校の教育課程との関連などの要望と地域や企業側のプログラム内容等を組み合わせ、十分な調整を図りながら行っていくことも重要である。

（３）土曜日ならではの特徴や教育効果

- 土曜日には、平日には参加が難しい現役の社会人も含め、保護者、地域や企業の多様な人材が参画することが可能であり、実社会の経験を踏まえたプログラムが可能となる重要な日といえる。

- また、学習集団としても、学校の学級単位等だけでなく、異学年や異学校種も含めた多様な集団を形成することが可能であり、学習等のプログラムの内容等に応じた効果的な工夫がなされることが期待される。
- 実施場所についても、学校施設だけでなく、地域の公民館、図書館、博物館、体育館等の社会教育施設や、児童館、企業が有する施設など多様な場所を活用することにより、子供たちの学校での学びが深まり、豊かな体験につなげることが重要である。
- なお、土曜学習においては、子供だけではなく、保護者や地域住民と共に学べる機会とすることも可能であり、子供たちの学びや育ちに関する保護者や地域住民の理解が促進され、学校・家庭・地域の連携・協働により、社会総掛かりで子供を育む体制づくりが推進されることが期待される。そのため、国や都道府県、市町村が、土曜学習の意義や取組内容を普及するフォーラムなどを行っていくことが重要である。

3. 土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた具体的方策

(1) 多様な主体が土曜日の教育活動に参画する仕組みづくり

①地域人材の参画促進

- 身近な地域には、地域の歴史や文化・産業等に詳しい人材や、スポーツ指導者、在外経験者、農業や林業、漁業に関わる人材、個人事業主をはじめ多様な職業経験を有する人材、子育て経験者、PTA 経験者など、豊かな社会経験や指導力を持つ多くの人材がいる。
- 土曜日の教育活動の推進に当たっては、こうした多様な地域人材が、自らの経験や知識を生かし、土曜日の教育活動に参画できるような仕組みを構築する必要があり、例えば「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」などの仕組みの活用も効果的である。
- また、これまで社会教育・生涯学習分野で養成されてきた「生涯学習講座」等の修了生や、日頃から地域で多様な活動を実施している自治会、婦人会、社会教育団体や青少年団体、子育て支援等の団体や商店会、まちづくり関係団体等の多様な地域組織と連携することも効果的である。

②保護者の参画促進

- 土曜日は、日頃仕事等で忙しい保護者にとっても、休日である方が多く、平日に比べて参加しやすい日であるといえるが、教育活動に参加したくても参加の仕方がわからない、といった保護者も多い。
- 特に、働く保護者は、現役の社会人でもあり、多くの保護者が参画することにより、それぞれの職務経験に基づく多様な知識・経験を子供たちの教育に生かすことが可能であり、企業等との連携だけでなく、保護者が参画しやすい仕組みの構築や PTA、おやじの会等の仕組みを生かすことも重要な視点である。

- また、土曜日をきっかけとして、これまで学校や地域の行事に参加できていない保護者や父親の参画を促すことにより、家族だけでなく、他の保護者や子供たちとの関わりを通じて、子育てを振り返り、学びにつながるなど、家庭教育の支援にも役立つ可能性がある。
- 社会総掛かりで教育に取り組む体制づくりを進めるためには、子供に関わる大人をどう育てるかが重要であり、こうした保護者の土曜日の教育活動への参画がきっかけとなり、自らの子供の教育だけでなく、地域の子供を育てるという意識が高まり、子供が卒業した後も、地域の子供の教育に関わる人材が育っていくことが期待される。

③企業・団体等の連携・協力の促進

i) 学校のニーズと企業等の取組のマッチング

- 土曜日の教育活動の実施に当たっては、学校における学習が実社会にどのようにつながっているかを学べるよう、また、学校における教育をより効果的なものとするため、保護者や地域人材の個人の参画だけでなく、企業や団体の協力を得ることも効果的である。
- 近年、企業等においては、業務として学校における出前授業等を実施し、経済団体等が企業のプログラムのポータルサイトを作成するなど、教育支援のプログラムを実施してきている。
- しかしながら、個々の学校からの要請に応じた実施にとどまるなど、一部の学校や地域に限られており、広くすべての子供たちが土曜日ならではの生きた学習プログラムに参加することができるよう、学校の要望と企業等のプログラムや人材をマッチングできる仕組みが必要である。
- そのための方策として、土曜日の教育活動の実施方針を企画・立案する委員会組織等への、経済団体や企業等の関係者の参画を促進することや、学校や企業・団体等のニーズを把握し、調整を行うコーディネーターが配置されることが重要である。
- また、例えば企業等との連携が進んでいる自治体においても、「外部団体がどのような教育プログラムを持っているのか詳しい情報がわからない」「事前打合せの時間を確保することが難しい」といった声が多く、学校側のニーズと企業側のプログラムの双方の情報が共有できるような仕組みを国や都道府県等が構築していくことが必要である。

ii) 企業等の人材が教育活動に参画するための職場環境づくりや研修の必要性

- 企業等の人材の参画に当たっては、経営者等の理解が重要であり、例えば、経済同友会の「学校と経営者の交流活動推進委員会」の取組のように、経営者等の教育活動への参画を促す仕組みも効果的である。

- また、経営者だけでなく、多様な人材が教育活動に参画できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や、企業内のボランティア登録制度の構築など、職場環境づくりを推進していくことが重要である。
- なお、産業界の視点から考えると、個人のボランティアや CSR（社会貢献）としての参画に加え、持続性の観点からも、業務の中やプロボノ（職業上持っている知識・スキルや経験を 生かして社会貢献するボランティア活動）として教育活動に関わる仕組みも必要である。
- 企業等の人材の参画を促進するためには、例えば、企業内研修等において、学校や地域における教育支援活動に関する情報提供を行うことや、教育委員会等が行う研修に企業等の人材が参画し、学校組織や教育活動の理解、子供たちとの接し方等について事前に学習できる体制を構築し、教育活動に関わっていくきっかけづくりを行うことも重要である。
- 特に、これまでの職業経験を生かして、退職後に子供たちの教育に関わりたいと考えている人材が、速やかにその意欲や能力を発揮できるよう、在職中からの研修等の機会の充実が期待される。

④NPO、民間教育事業者等の連携・協力の促進

i) 特定非営利活動法人（NPO）等との連携の推進

- NPO 法人の認証数は、年々増加しており、過去 10 年間で約 3 倍となっており（平成 15 年度：16,160、平成 25 年度 47,973。内閣府調べ）、そのうち、子供の健全育成や社会教育の推進、まちづくりの推進、保健・医療又は福祉の増進を図る活動を行う法人は、それぞれ 2 万法人を超えている。
- NPO 法人は、行政と民間の両者の特徴を併せ持つところがあり、幅広い関係者や団体等の人的なコーディネートや寄附金等の資金を集める仕組みやノウハウを有していることも多い。
- しかしながら、現在の「放課後子供教室」においては、NPO 法人との連携は 1 % に留まっており、多様な企業や団体等の協力を得て、土曜日の教育活動をより豊かなものとするためには、NPO 法人等との連携を積極的に進め、例えば、コーディネート機能の一部を NPO 法人等が担うことも期待される。

ii) 民間教育事業者との連携の推進

- 民間教育事業者は、学習塾のほか、書道・そろばんなどのお稽古ごとや、スポーツ、音楽、語学の教室など、公的部門だけでは対応が困難な幅広い教育分野において、重要な役割を果たしており、その従事者はそれぞれの分野で高い専門性を有している場合も多い。
- こうした民間教育事業者のリソースを積極的に活用することは、子供たちの多様

で豊かな学びを促進するとともに、子供たちが「学ぶ楽しさ」に出会い、学習意欲の向上や学習習慣の形成の支援にも大きく寄与することが期待される。

- 行政と民間教育事業者が連携するに当たっては、行政の公平性・中立性の担保の観点から、公平・適切な手続等を踏まえるとともに、必要に応じてその情報を公開するなど、保護者や住民からの信頼を損なわないよう留意することが重要である。
- また、例えばある自治体では、公益社団法人全国学習塾協会との連携により、協会の会員塾又は協会が認証する学習塾から講師が派遣される仕組みをつくっており、許認可なく活動を行うことができる民間教育事業者が公の役割を果たす際の工夫を設けることも効果的である。

⑤大学等の連携・協力の促進

- 大学等は、高度な教育研究拠点として、また地域活性化の中核的拠点としての多様な教育・研究資源を有しており、例えば、先端分野で活躍する研究者やポストドクター等の人材が、土曜授業における理数系の学習や外国語等の特定の専門性が必要な学習プログラム等に参画することが期待される。
- また、専修学校や高等専門学校等も、特定の専門性を有し、職業等に必要な能力の育成を図る機関であり、その専門性や技術を生かした多様なプログラムの展開が期待できる。
- なお、子供たちにとって、大学生・大学院生等は身近で接しやすいロールモデルとしての効果も期待されるとともに、とりわけ教育・福祉など子供に関わる分野を専攻する学生やスポーツ・文化・芸術など特定の技能を有した学生等にとっては、その専門性を生かしたり、学生自身の将来の仕事につながる学習や実習としても大きな役割を果たすことから、持続的に学生が土曜日等の教育活動に参画できる仕組みづくりを行っていくことが重要である。

(2) 学校と地域・企業・大学等をつなぐコーディネート機能の充実

①コーディネーターに求められる役割・人材

- 「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」などの取組における「地域コーディネーター」には、学校と地域をつなぐ人材が求められ、学校の組織や教育活動と地域の多様な人材・団体に精通した、PTA 役員経験者や自治会関係者、教職員経験者等が担っている例が多く見られ、効果的である。
- 土曜日等の教育活動の推進に当たっては、学校と地域に加え、多様な企業や団体等の協力が得られるよう、産業界に精通した企業の退職者組織、経済団体や商工会議所関係者等がコーディネーターとして参画することや、NPO 法人がコーディネート機能の一部を担うことも期待される。
- また、学校と地域や企業等をつなぐ人材として、例えば、学校の窓口として地域連携

を担当する教員を、地域の窓口として地域コーディネーターを、企業の窓口として「企業コーディネーター」をそれぞれ配置し、互いに連携し合うことにより、学校の要望に応じて、地域と企業の両面から多様な参画が得られるよう工夫することも考えられる。

- なお、企業等の連携により教育活動を行う場合には、企業等のプログラムが学校の教育活動のどこに関連するのか、その地域にあったものかなどを検討しながら調整を図っていくことが、学校側にとっては教育効果を高めていく上で、企業側にとっては子供のニーズにあったものにしていく上で重要であり、今後のコーディネーターの役割の一つとして期待される。

②コーディネーターの研修や行政の支援の重要性

- 学校と地域をつなげるコーディネーターの養成は多くの自治体で行われているが、地域だけでなく、民間企業や NPO 等のリソースの活用の仕方まで含めた育成がなされている例は少ない。
- 今後は、学校や地域の関係者だけでなく、企業や企業の退職者組織、経済団体、NPO、大学等の関係者も含めた学び合いや好事例を通じた学習などを通じて、多様な主体をつなぐコーディネーターの育成や研修を行っていくことが必要である。
- また、学校や地域、企業等の様々な組織のコーディネート機能を持つ人たちをつないでいくことも必要であり、広域的なネットワークにつなげる中間組織も必要である。
- そのため、行政の役割として、社会教育主事やそれに準ずる者が中心となって、多様な地域団体、企業の退職者組織、経済団体、NPO 等に対し、土曜日の教育活動への協力の呼びかけや、多様な関係者が学び合う研修の機会を設けるなど、コーディネーターの円滑な活動や能力向上に必要な支援策を講じることが求められる。
- また、多様な主体が教育活動に参画していくにあたり、学校の教職員の負担が増大することなく、開かれた学校づくりが進むよう、教育委員会において、安全管理体制や運営体制を検討するとともに、教育現場における教職員とコーディネーター等との連携の円滑化のため、社会教育部局と学校教育部局の連携、教育委員会と首長部局の連携など、行政内の関係者の連携を図っていくことも重要である。

(3)「土曜日ならではの」多様なプログラムづくり

①体系的・継続的なプログラムの基本的な考え方

- 土曜日は学校での授業だけでなく、地域や企業の協力を得て、実社会での経験を踏まえた「土曜日ならではの」の生きた学習等のプログラムが行われることが期待される。
- 「土曜日ならではの」プログラムの検討に当たっては、大人からの視点だけでなく、子供たちを主体者として捉えていく視点が重要であり、土曜日の教育活動は、子供たち自身の意欲や参画を重視し、自ら積極的に「やりたい」と感じる多様性に富んだものとしていくことが重要である。

- 特に、土曜学習ならではの良さを生かし、例えば、失敗を恐れずに挑戦することや、子供同士で学び合い、子供自身で学習を振り返る姿勢を重視していくことなども重要である。
- これらを踏まえ、学校での学習が実社会とどうつながっているかを体験的に学ぶことができるよう、例えば、総合的な学習の時間で学んだことを継続して、深める機会として、在外経験者や外国人の協力を得て、英語だけでなく国際理解につながるプログラムとするなど、学校の教育課程と連動した体系的なプログラムを、コーディネーターが中心となって、教職員と地域や企業等の人材が連携して構築していくことが重要である。
- また、学びを深めていくためには、その場限りのイベントにとどまることなく、子供たちが継続的に学べるよう、例えば、年間を通じたテーマ設定を行うなど、一定の期間を通じて計画的に学習を進めることが重要である。
- さらに、オリンピックやパラリンピックなど国際的、全国的な行事から地域の行事なども含め、その時期に合った話題性や時事、社会環境等も考慮し、子供たちの興味関心を引き出す内容を取り上げるなど、柔軟な工夫がなされることが期待される。
- 具体的なプログラムの計画、展開、評価等を行うに当たっては、学校や地域における子供たちの特性や問題などを踏まえ、より効果的なものになるように関係機関で十分協議するとともに、取組によって子供や学校、地域等がどう変わったのかなど、効果を把握できるデータを蓄積していくことも重要である。

②実社会につながるプログラムの在り方

- 教育の一つの目的を子供の自立と捉えたと、実社会で役立つ経験をたくさんすることが重要であり、地域や社会の中で生きた経験をするのが子供たちの豊かな育ちにつながる。
- 特に、地域等においては、多様な体験プログラムが提供されているが、与えられたプログラムを子供がこなすという受動的なものではなく、子供たちの主体性を引き出し、社会で力を試すような経験や地域課題に大人と協働して取り組む経験をたくさんできるプログラムであることが重要である。
- 例えば、プログラムを子供自らが企画し、運営等を担う経験をするなど、子供が持っている力を発揮する機会を創造することにより、主体性や企画力、創造性等が培われ、「自ら考え、判断し、表現する力」といった、いわゆる「生きる力」が育まれる機会となることが期待される。
- また、小学校・中学校段階から、地域や企業等で活躍する社会人に出会うことにより、将来の目標を持って学ぶきっかけとなるよう、多くのロールモデルに触れる機会をつくるのが重要であり、様々な分野の本物に出会う機会を通じて、本物のすばらしさや仕事の喜びや厳しさなどが感得されることも期待される。

③企業のリソースを生かしたプログラムの在り方

- 企業等においては、学校内や教職員だけでは教えることが難しい、実社会の知識・経験に裏付けられたプログラム、教育課程の単元のねらいと合致したプログラムの提供が期待される。
- また、ボランティアや CSR としてのプログラムだけでなく、業務にもプラスになるプログラムであることが、企業にとっても、子供たちの本気を引き出す上でも重要である。
- 例えば、企業の中には、企業の特性を生かし、環境教育、キャリア教育、理科教育のプログラムを開発しており、経済団体によるの出張授業では、働くことの意義、学ぶことの大切さ、これからの社会で求められる力、社会の仕組み、国際理解・グローバル化などのテーマを中心に実施するなど、それぞれの企業リソースを生かしたプログラムが展開されている。
- さらに、出前授業だけでなく、企業が開発した教材を学校やコーディネーター研修等に提供することや、企業財団等によるフォーラム、〇〇全国大賞といった表彰の実施なども効果的であり、子供たちの教育活動への多様な参画が考えられる。

④学習意欲・習慣の形成につながるプログラム

- 土曜日の教育活動の推進に当たっては、子供たちが「学ぶ楽しさ」に出会い、学習意欲の向上や学習習慣の形成が図られるようなプログラムが展開されることが重要である。
- その一つの方策として、小学校入学段階から、新たな集団生活に順応し、豊かな学習・学校生活を送ることができるよう、就学前の子供を対象として、小学校等を活用して、平仮名の読み書きや読み聞かせ、集団遊びなどのプログラムを、例えば親子参加のもとで実施していくことも考えられる。
- 特に、就学前の段階から、学校等で行う教育活動に親子で参加する経験をすることは、他の保護者や子供たちとの触れあいを通して、保護者同士も学び合いが生まれ、親としても、地域の大人として育っていくことや学校への理解にもつながり、家庭教育支援の観点からも重要である。
- また、学校での学習の理解が必ずしも十分でない子供たちを対象として、例えば、振り返り学習プログラムを実施し、わかる楽しさを感じることや、学習が進んでいる子供たちを対象として、発展的な学習を実施し、創造性や企画力を養うといった、補充的・発展的学習の充実を図ることも考えられる。

⑤「地域ならではの」プログラムの充実と“全国どこでも学べる”体制づくり

- 都市部と地方部では課題やニーズ、地域資源も多様であり、全国一律でなく、各地域が「地域ならではの」の特性を生かし、自律的に教育活動を進めることが重要である。

- 地域の「どのような子供たちを育てたいのか」という目標を踏まえ、「ふるさと教育」などの地域の特性を生かしたプログラムや、「学力向上」などを目的としたプログラム、特定のテーマに限定しない多様なプログラムを実施するなど、地域の実情に応じたプログラムを展開することが重要である。
- ただし、地域間格差によって子供たちの学習機会の格差が生じないように、ICTの積極的な活用等により、「届けるプログラム」の充実を図るなど、全国どこでも学ぶことのできるコンテンツと支援体制の充実などが求められる。

4. 今後の土曜日の教育活動の持続可能な体制づくりにあたって

- 今後の土曜日の教育活動の推進にあたっては、すべての子供たちの土曜日の教育環境が豊かで有意義なものとなるよう、全国各地で、土曜日ならではの生きた学習プログラムが実践されていくことが重要である。
- また、様々な企業が実施する効果的なプログラムの事例や、地域ならではのプログラムの事例、コーディネート的手法などの先進事例について、全国の多様な関係者が共有することにより、工夫・改善が図られていくことが重要である。
- そのため、国が、全国のコーディネーターや、教育委員会、学校、企業、NPO、社会教育団体や青少年団体等の多様な関係者に働きかけ、効果的な事例や課題等を学び合う研修やフォーラム等の機会、全国の関係者のネットワーク組織を設けていくことも重要である。
- また、子供たちの土曜日の教育環境が豊かなものとなるためには、これらの取組が継続的に実施されるための、持続可能な仕組みづくりが必要であり、国や都道府県、市町村が必要な支援策を講じるとともに、行政だけでなく、例えば寄附や基金など、活動資金が多様な主体から継続的に、子供たちの教育活動のために集まるような仕組みを構築していくことも考えられる。
- あわせて、例えば、官民連携による普及啓発やポータルサイト等による全国の好事例の蓄積・発信、表彰制度の構築等を通じて、学校、家庭、地域、企業、NPO、民間教育事業者、社会教育団体や青少年団体などの多様な主体の連携・協働を一層促進し、人的資源やプログラムなどのコンテンツを充実していくことが必要である。
- また、土曜日の教育活動の充実のためには、行政内部における首長部局と教育委員会が一層の連携を図り、効率的・効果的な総合的な支援策を講じていくことが必要である。
- こうして、多様な大人が子供の教育活動へ参画することを通じて、大人も学び合う環境が生まれ、社会総掛かりでの豊かな教育環境の実現が図られることが期待される。
- なお、本ワーキンググループとしては、土曜日の教育活動の在り方について取りまとめたものであるが、取組の充実や学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築が図られる中で、平日の放課後の教育活動や、将来的には、学校教育の在り方にも生かされていくことが期待される。

第7期中央教育審議会(生涯学習分科会関係)の答申について

○認定を受けた通信教育の条件の変更について(答申)(平成25年7月16日 中教審第164号)

区分	通信教育名	実施者	備考
条件の変更	乳業製造技術通信教育	一般社団法人全国農協乳業協会	(変更事項) 基本教材の内容
条件の変更	添削で上達川柳実作	学校法人日本放送協会学園	(変更事項) 通信教育の名称 基本教材の内容 修業期間

○通信教育の認定について(答申)(平成25年9月17日 中教審第165号)

区分	通信教育名	実施者	備考
認定	生涯学習支援実践講座 生涯学習コーディネーターネーター研修	一般財団法人社会通信教育協会	

○通信教育の認定及び廃止等について(答申)(平成25年12月20日 中教審第167号)

区分	通信教育名	実施者	備考
認定	実践リーダーシップ講座	学校法人産業能率大学	
認定	幕末リーダーに学ぶリーダーシップ講座	学校法人産業能率大学	
認定	ザ・仕事エキスパート講座	学校法人産業能率大学	
認定	ザ・仕事プロ講座	学校法人産業能率大学	
認定	メンバーが活きる教え方・育て方講座	学校法人産業能率大学	
廃止	英語ルール60 英語講座	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座1級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座準1級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座2級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座準2級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座3級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	経営実務講座 経済入門コース	一般社団法人日本経営協会	
条件の変更	音楽講座作曲学コース	公益財団法人日本音楽教育文化振興会	(変更事項) 基本教材の内容
条件の変更	マネジメント基本講座	学校法人産業能率大学	(変更事項) 基本教材の内容

○通信教育の認定及び廃止等について(答申)(平成26年3月17日 中教審第172号)

区分	通信教育名	実施者	備考
認定	通信講座による品質管理入門コース	一般財団法人日本規格協会	
廃止	洋菓子講座	公益財団法人国際文化カレッジ	
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座地球科学コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座資源開発コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座材料工学基礎コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座電気・電子基礎コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座一般科学技術コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座電気系専門コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座電子系専門コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座材料工学専門コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称